

社会福祉施設及び病院等に関する指導基準

(目的)

第1 この指導基準は、障がい者や高齢者が多数入所している社会福祉施設及び病院等（以下「福祉施設等」という。）における人命安全を確保するため、出火防止、延焼拡大防止、避難の安全確保及び消防用設備等又は特殊消防用設備等（以下「消防用設備等」という。）の設置等に係る基準を定め、防火安全対策の推進を図ることを目的とする。

(適用の範囲)

第2 この基準に基づき指導する社会福祉施設等は、次に掲げる防火対象物とする。

- (1) 消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第1（6）項ロ及びハ（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）に掲げる防火対象物
- (2) 令別表第1（6）項イ（1）、（2）及び（3）に掲げる防火対象物
- (3) 令別表第1（16）項イに掲げる防火対象物で前各号の用途に供する部分
- (4) その他これらに類するものとして消防長が必要と認めるもの

(指導事項)

第3 指導事項は、次のとおりとする。

(1) 出火防止対策

ア 火気使用設備器具の管理

入所又は入院者の入室している居室（以下「入居室」という。）内では、原則としてストーブ等の裸火は使用しないものとする。

イ 喫煙管理

- (ア) 福祉施設等建築物内で喫煙する場合には、入居室以外に喫煙場所を設ける。
- (イ) 喫煙場所は他の部分と区画し、必要に応じて「喫煙所」の旨の掲出を行う。

ウ 厨房の出火防止対策

- (ア) 油脂を含む蒸気を発生するおそれのある厨房設備の排気ダクトに設置する火炎伝送防止装置は、フード等簡易自動消火装置とする。
- (イ) 揚げ物調理に使用する器具は、調理油加熱防止装置付きのものとする。

エ 寮母室等の出火防止対策

- (ア) 寮母室及びナースステーションでの火気使用を制限するとともに、努めて火気使用器具は使用しない。なお、火気使用器具の設置が必要な場合は、当該設置部分を防火区画等する。また、書類等の可燃物を保管する部分も努めて同様に区画する。
- (イ) 食事室、談話室等には、可燃物を置かないように管理する。やむを得ず可燃物をおく場合には、不燃材料製又は金属製の収納庫等を活用する。

オ 放火防止対策

- (ア) 休日・夜間等においては、出入口を限定し、出入する者に対する管理を行う。
- (イ) リネン室、器材室、薬品庫及び常時使用していない病室等は、施錠する。
- (ウ) 共用部分は、施設の実態に応じて、ITV等の設置により管理を行う。
- (エ) 巡視等が十分でない福祉施設等の外周部は、夜間照明の設置等により管理を行う。

カ 危険物品等の管理

消毒用アルコール等の引火性の高い危険物の保管、小分けは、火気のない専用の部屋で行い、保管場所は施錠する。

(2) 延焼拡大防止対策

ア 防火区画等

- (ア) 火気使用室及び多量の可燃物を収納するリネン室及び倉庫等は、防火区画をする。
- (イ) 入居室相互の壁は、建築基準法施行令第114条第2項に定める防火上主要な間仕切り壁（以下「防火上主要な間仕切り壁」という。）で区画する。
- (ウ) 防火上主要な間仕切り壁は、不燃材料製の扉等（ガラス部分は、網入り板ガラスとする。）を設ける。
- (エ) 入居室の廊下に面する出入口扉は常時閉鎖、又は煙感知器と連動して閉鎖する機構とする。

イ 内装制限

次に掲げる部分で室内に面する壁及び天井の仕上げは、準不燃材料とする。

- (ア) スプリンクラー設備が設置されていない入居室
- (イ) 寮母室及びナースステーション
- (ウ) 前以外の居室

ウ 構造規制

2階以上の階に入居室を有する建築物は耐火建築物とする。

エ 防災製品の使用促進

- (ア) 寝具類（敷布、カバー類、布団類、毛布類等）は、防災製品を使用する。
- (イ) 寝衣類を福祉施設等が用意する場合にあっては、交換の機会等をとらえて防災製品とすること。入所者等が寝衣類を持ち込む場合にあっては、努めて防災製品を使用する。

(3) 避難及び消防活動対策

ア バルコニー等の設置

- (ア) 避難階以外の階に入居室を有する福祉施設等は、連続式のバルコニーを設置する。
- (イ) 前（ア）のバルコニーには、直接地上等へ避難ができるように階段又はスロープを設置する。

なお、階段又はスロープは、努めてバルコニー上で2方向避難が可能であるように設置する。

※ スロープとは、屋内において1/12（約8パーセント）以下、屋外においては1/20（約5パーセント）以下の勾配を有する傾斜路をいう。ただし、高低差が75センチメートル以下の場合、この限りでない。

- (ウ) バルコニーの幅員は、車椅子の回転を可能とするため努めて150センチメートル以上とするとともに、入居室等のバルコニーへの出口等の幅員も車椅子の通行を可能とするため85センチメートル以上とする。

イ 段差の解消

- (ア) 避難経路となる廊下、バルコニー及び当該部分への出入口の床等には、段差を設けないものとする。ただし、やむを得ず段差を設ける場合にあっては、おおむね2センチメートル以下とする。
- (イ) 既存の福祉施設等でも、バルコニーへの避難が行えるように、適度の傾斜を設けた鋼板等により段差を解消する。

ウ 水平避難の確保

各階ごとに水平避難が可能になるように、ゾーン区画を行う。なお、ゾーン区画相互は、耐火構造の壁、床及び防火戸等で区画する。ただし、バルコニーのみで水平避難を行うものは、バルコニーに面する開口部に防火戸を設ける。

※ 水平避難とは、同一階においてブロックごとのゾーン区画に分け、一つのゾーン区画から次のゾーン区画へ避難することをいう。

エ 手術室等の防火区画化

手術室、分娩室及び重症患者集中治療看護室等は、出火時に患者が手術等により早期に避難ができないことから、当該室内に籠城することが可能なように防火区画する。

オ 救助用開口部の設置等

(ア) 福祉施設等の避難階部分を除くバルコニーの床には、救助用の開口（以下「救助用開口部」という。）を設置し、かつ、固定はしごを設置する。（前ア、（ア）及び（イ）により措置されている場合を除く。）なお、救助用開口部の固定はしごにあってはマンホールに組み込まれた避難はしごで代替できるものとする。

(イ) 活動上有効なバルコニーの手すりには、努めて消防隊が進入できる部分として、活動上有効な部分に取外し可能な箇所（幅員75センチメートル以上）を2ヶ所以上設置する。なお、転落防止に配慮するとともに日常においては施錠すること。

カ 入所・入院者の管理

入所又は入院者のうち自力避難困難な人は、努めて避難階、バルコニーが設けられている側の入居室、寮母室、ナースステーション及び階段室付近で、避難及び救出しやすい部分に入室させるよう配慮する。

キ 障害者に対する警報器の設置

聴力の障害者が入所する福祉施設等については、施設の実態に応じて閃光型の警報器を設置する。

ク 火災時の解錠

各入居室及び避難口（バルコニーに通ずる出入口を含む。）を施錠している施設にあっては、自動火災報知設備と連動し自動的に解錠する装置とするとともに、防災センター又は宿直室から遠隔操作により一斉解錠できる機構とする。ただし、内部から鍵を用いることなく、容易に解錠できる等避難上支障のない場合はこの限りでない。

ケ 避難器具

(ア) 避難器具の設置個数の減免については、消防法施行規則第26条第5項各号に定めるほか、次の全ての措置がされている場合には、積極的に令第32条を適用して、当該階には避難器具を設置しないことが出来るものであること。

a 耐火建築物で、前（2）、ア、（イ）、（ウ）及び（エ）により区画されていること。

b 各居室の外気に面する部分にバルコニー等が、前ア及びイ、（ア）により設けられていること。（ア、（イ）については、階段に限る。）

c 前bのバルコニー等から直接地上等に通ずる階段が、2ヶ所以上設けられていること。

(イ) 避難器具を設置する場合には、令第25条第2項1号に掲げる表のうち、努めて滑り台又は避難橋を設置する。

コ 消防車両の活動空間の確保等

(ア) バルコニー等に面して、はしご車両等の活動空間を確保できるよう周囲の道路状況に配慮した計画とする。

(イ) 敷地内の通路についても消防車両の活動に配慮した計画とする。

サ 避難用スペースの確保

敷地内では、入所者等が災害時に避難した後に、退避できるスペースを努めて確保する。

(4) 消防用設備等の充実・強化

ア 消火設備等の設置

(ア) スプリンクラー設備を設置すること。

(イ) 福祉施設等の規模等によりスプリンクラー設備を設置できない場合は、パッケージ型自動消火設備を設置すること。

イ 自動火災報知設備等の設置

(ア) 自動火災報知設備を設置すること。

(イ) 寮母室又はナースステーションに副受信機を設置すること。

(ウ) 副受信機が設置できない場合にあっては、受信機の設置場所と寮母室又はナースステーションとの間で相互に連絡できる措置を講ずること。

(エ) 感知器、受信機には、非火災報対策を講ずること。

(オ) 厨房等には、簡易型ガス漏れ火災警報設備を設置すること。

ウ 火災通報装置の設置等

火災通報装置を設置すること。

エ 非常警報設備

(ア) 非常警報設備は放送設備とすること。

(イ) 前(ア)の放送設備を設置できない場合にあっては、寮母室又はナースステーションからも放送できる遠隔操作器を備えた一斉放送設備を設置すること。

オ 誘導灯の設置

視力又は聴力の障害者が入所又は通院等している福祉施設等の誘導灯の設置にあたっては、点滅型誘導音付誘導灯を設置すること。

カ 防災センター等の設置

(ア) 防災センター等を設置すること。

(イ) 福祉施設等の規模により、防災センター等に総合操作盤が設けられない場合にあっては集中管理するため、次の事項について措置すること。

a 火災の進展に対応できるよう、火災の覚知、通報、状況把握、避難誘導及び自衛消防活動等の支援を目的として、自動火災報知設備の受信機、火災通報装置及び放送設備の操作部を集中して管理するとともに、非常電話等の設置により寮母室又はナースステーションとの連絡体制を確保する。

b 各種消防設備、防火戸、排煙設備及び自家発電設備等及び防災用設備等の稼働状況を把握するための表示装置を設け、必要により遠隔起動できるようにする。

(その他)

第4 既存の福祉施設等については、当該施設の建築構造及び敷地の形状等を考慮し、改修又は模様替え等の機会をとらえて、努めて前第3の指導事項について措置を講ずるようにする。

(適用除外)

第5 この基準は、消防長が社会福祉施設等の敷地、配置、構造及び用途等計画建築物の状況等から判断して、この基準によらなくても同等以上の安全性が確保されると認めるときは、適用しないものとする。

附 則

この基準は、平成4年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。